

川崎市公金の保管及び運用に関する方針

平成14年2月1日付
13川収第721号 市長決裁

最近改正 平成30年4月1日 29川会第2169号

(趣旨)

第1条 この方針は、本市の自己責任に基づく公金(企業会計で取り扱う資金を含む。)の保護を図るため、その保管及び運用(以下「保管運用」という。)に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この方針の対象となる公金は以下のものとする。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金(資金前渡した現金を含む。)
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資預託金
- (4) 一時借入金

(保管運用の基本原則)

第3条 公金は、以下の基本原則に基づき保管運用を行う。

- (1) 安全性の確保
- (2) 流動性の確保
- (3) 効率性の追求

(保管運用の方法)

第4条 公金の保管運用にあたっては、資金計画をもとに運用額、期間を決定する。

2 保管運用の方法は以下のとおりとする。

- (1) 指定金融機関等(地方自治法施行令第168条に規定する金融機関)及び出納取扱金融機関等(地方公営企業法施行令第22条の2に規定する金融機関)(以下「公金取扱金融機関」という。)並びに川崎市中心企業融資制度要綱別表第1に掲げる金融機関(以下「制度融資取扱金融機関」という。)への預貯金。ただし元本保証のないものを除く。
- (2) 国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債(財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の1社以上から格付符号AA(Moody'sによる格付については格付符号Aa2)以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。)の取得
- (3) 歳計現金への繰替運用
- (4) 債券現先(買い現先)
- (5) その他前条各号に適合する方法

3 収納金、支払準備金、資金前渡した現金及び釣銭資金の保管を目的とする預貯金については、次に掲げる方法により保全措置を講じるものとする。ただし、会計管理者及び企業会計の管理者が取り扱う預貯金のうち、自己資本比率等の経営の健全度を測る指標(以下「自己資本比率等の経営指標」という。)が一定水準にある公金取扱金融機関への預貯金については、この限りでない。

(1) 預金保険法を適用する金融機関にあつては、同法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金への預金

(2) 農水産業協同組合貯金保険法を適用する金融機関にあつては、同法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用貯金への貯金

4 公金取扱金融機関でない制度融資取扱金融機関（以下「非公金取扱金融機関」という。）への預貯金についても、前項各号に掲げる方法により保全措置を講じるものとする。ただし、非公金取扱金融機関への預貯金は制度融資預託金に限るものとする。

（公金取扱金融機関の経営状況の把握）

第 5 条 公金の安全性を確保するために、公金取扱金融機関の経営状況の把握を行う。

（預貯金の運用先）

第 6 条 預貯金による運用は、自己資本比率等の経営指標が一定水準にある公金取扱金融機関を選定して行う。

（債券及び債券現先の取引先）

第 7 条 第 4 条第 2 項第 2 号に定める債券の取得先は、原則として川崎市シンジケート団規定（平成 20 年 3 月 25 日財政局長専決 19 川財資第 693 号。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する 5 年市場公募債引受シンジケート団又は同項第 2 号に規定する 10 年市場公募債引受シンジケート団の構成員（以下「構成員」という。）から選定する。

2 第 4 条第 2 項第 4 号に定める債券現先の取引先は、原則として構成員から選定する。ただし、債券現先の取引先は、自己資本規制比率等の経営指標が一定水準にある構成員から選定する。

（総合調整）

第 8 条 この方針に基づく公金の保管運用を行う上での全庁的な調整は、当分の間、川崎市公金の保管に関する対策推進会議が行うものとする。

（その他必要事項）

第 9 条 この方針の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、決裁の日（平成 21 年 1 月 15 日）から施行する。

附 則

この方針は、決裁の日（平成 23 年 3 月 23 日）から施行する。

附 則

この方針は、決裁の日（平成 24 年 3 月 12 日）から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。